美濃加茂市議会
第２回定例会議案

令和３年６月７日

目　　次

議案番号	議　案　名	ページ
承第　４号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度美濃加茂市一般会計補正予算（第１８号））	１
承第　５号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について）	２２
承第　６号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について）	２６
承第　７号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	５１
承第　８号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について）	５６
承第　９号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について）	５９
承第１０号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について）	６８
承第１１号	専決処分の承認を求めることについて（令和３年度美濃加茂市一般会計補正予算（第２号））	７０
議第３２号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	９３
議第３３号	美濃加茂市児童館の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	９６
議第３４号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	１００
議第３５号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	１０２

議第３６号　美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について　１０６
議第３７号　美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例について　１０８
議第３８号　美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例について　１０９
議第３９号　美濃加茂市土地開発基金条例を廃止する条例について　１１１
議第４０号　令和３年度美濃加茂市一般会計補正予算（第３号）　１１２
議第４１号　市道路線の廃止について　１５０
議第４２号　市道路線の認定について　１５３
議第４３号　和解及び損害賠償の額を定めることについて　１６０

承第４号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和３年３月２６日別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

令和２年度美濃加茂市一般会計補正予算（第１８号）

令和２年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第１８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３１，９２９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３，４５９，９７６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の追加は、「第３表　地方債補正」による。

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15　国庫支出金		11,008,306	100,000	11,108,306
	2　国庫補助金	8,441,589	100,000	8,541,589
20　繰越金		1,241,876	10,629	1,252,505
	1　繰越金	1,241,876	10,629	1,252,505
22　市　　債		4,042,900	21,300	4,064,200
	1　市　　債	4,042,900	21,300	4,064,200
歳　入　合　計		33,328,047	131,929	33,459,976

２　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
6　商 工 費		1,292,832	131,929	1,424,761
	1　商 工 費	1,292,832	131,929	1,424,761
歳　　出　　合　　計		33,328,047	131,929	33,459,976

第２表

繰　越　明　許　費　補　正

（追加）

款	項	事　　業　　名	金　　額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	新庁舎整備事業	2,420
4 衛生費	1 保健衛生費	公衆浴場運営補助事業	1,392
		保健センター総務費	581,355
6 商工費	1 商工費	岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金（新型コロナ対策）	67,334
		いろいろ先得みのかも応援チケット発行事業（新型コロナ対策）	81,005
		姫Biz戦略事業	1,000
		中小企業支援事業	3,700
		観光客のための魅力的な滞在コンテンツ実施事業（新型コロナ対策）	3,000
		中山道観光推進事業	5,853

第３表

地　方　債　補　正

（追加）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
	千円			
農業用施設事業（横山池護岸改修）	21,300	証書借入	年1.8％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

予算説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15　国庫支出金	11,008,306	100,000	11,108,306
20　繰 越 金	1,241,876	10,629	1,252,505
22　市　　債	4,042,900	21,300	4,064,200
歳　入　合　計	33,328,047	131,929	33,459,976

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
5　農林業費	692,020	0	692,020
6　商 工 費	1,292,832	131,929	1,424,761
歳　出　合　計	33,328,047	131,929	33,459,976

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
		21,300		△21,300
100,000				31,929
100,000		21,300		10,629

２　歳　入

（款）　15　国庫支出金
（項）　　2　国庫補助金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
15			国庫支出金	11,008,306	100,000	11,108,306
	2		国庫補助金	8,441,589	100,000	8,541,589
		5	商工費国庫補助金	306,165	100,000	406,165

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 商工費補助金	100,000	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金） 50,000 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（いろいろ先得みのかも応援チケット発行事業） 50,000

（款）　20　繰 越 金
（項）　　1　繰 越 金

款	項	目	款項目	補正前の額	補　正　額	計
20			繰 越 金	1,241,876	10,629	1,252,505
	1		繰 越 金	1,241,876	10,629	1,252,505
		1	繰 越 金	1,241,876	10,629	1,252,505

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 繰　越　金	10,629	1 前年度繰越金

（款）　22　市　　債
（項）　　1　市　　債

款　　項　　目				補正前の額	補　正　額	計
22			市　　債	4,042,900	21,300	4,064,200
	1		市　　債	4,042,900	21,300	4,064,200
		9	農林業債	67,300	21,300	88,600

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 農　業　債	21,300	1 農業用施設事業（横山池護岸改修）

3　歳　出

（款）　5　農林業費
（項）　1　農 業 費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
5			農林業費	692,020	0	692,020	21,300	△21,300
	1		農 業 費	491,112	0	491,112	21,300	△21,300
		6	農 地 費	364,296	0	364,296	市債 21,300	△21,300

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		

（款）　6　商 工 費
（項）　1　商 工 費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			商 工 費	1,292,832	131,929	1,424,761	100,000	31,929
	1		商 工 費	1,292,832	131,929	1,424,761	100,000	31,929
		1	商工総務費	498,684	131,929	630,613	国庫支出金 100,000	31,929

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
18 負担金、補助及び交付金	131,929	岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金　67,334 いろいろ先得みのかも応援チケット補助金　64,595	岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金（新型コロナ対策）　67,334 いろいろ先得みのかも応援チケット発行事業（新型コロナ対策）　64,595

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区　　分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	5,700,511	5,393,183	3,403,800	814,131	7,982,852
(1) 総　務	151,192	140,190	14,800	26,185	128,805
(2) 民　生	13,818	6,852	571,200	6,852	571,200
(3) 衛　生			261,600		261,600
(4) 農　林	230,494	162,711	88,600	67,828	183,483
(5) 商　工	12,241	10,123		2,148	7,975
(6) 土　木	2,435,184	2,165,566	263,400	400,802	2,028,164
(7) 消　防	137,055	177,581	981,000	24,780	1,133,801
(8) 教　育	2,720,527	2,730,160	1,223,200	285,536	3,667,824
2 災害復旧債	11,200	11,200	26,700	1,244	36,656
(1) 補助災害	9,300	9,300	7,600	1,033	15,867
(2) 単独災害	1,900	1,900	19,100	211	20,789
3 そ の 他	7,884,292	7,756,221	842,100	769,135	7,829,186
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	203,332	157,399	119,100	40,784	235,715
(3) 財源対策債等	216,925	144,157		58,552	85,605
(4) 臨時財政対策債	7,464,035	7,454,665	723,000	669,799	7,507,866
合　　計	13,596,003	13,160,604	4,272,600	1,584,510	15,848,694

承第５号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和３年３月３１日次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例（昭和２９年美濃加茂市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	第１節　総則
（趣旨）	（この条例の目的）
第１条　この条例は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第４３６条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めるものとする。	第１条　この条例は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第４３６条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の審査の手続、記録の保存その他審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。
	第２節　委員長及び書記
（委員長）	（委員長）
第２条　（略）	第２条　（略）
	第３節　審査の請求
（審査の申出）	（審査の申出）

第４条　（略）	第４条　（略）
２　審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	２　審査申出書には、次に掲げる事項を記載し審査申出人がこれに署名押印しなければならない。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
３　（略）	３　（略）
	４　審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。
４・５　（略）	５・６　（略）
	第４節　審査の手続
（書面審理）	（書面審理）
第６条　（略）	第６条　（略）
（審査申出人の口頭による意見陳述）	（審査申出人の口頭による意見陳述）
第７条　（略）	第７条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	３　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名	
(4)　（略）	(3)　（略）
（口頭審理）	（口頭審理）
第８条　（略）	第８条　（略）
２～４　（略）	２～４　（略）
５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	５　前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
６・７　（略）	６・７　（略）

８　前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	８　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5)　審理を行つた委員及び調書を作成した書記の氏名	
(6)　（略）	(5)　（略）
（実地調査）	（実地調査）
第９条　（略）	第９条　（略）
２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　調査を行つた委員及び調書を作成した書記の氏名	
(5)　（略）	(4)　（略）
（議事についての調書）	（議事についての調書）
第１０条　（略）	第１０条　（略）
２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	２　前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名	
(5)　（略）	(4)　（略）
（決定書の作成）	（決定書の作成）
第１１条　委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書正副２通を作成しなければならない。	第１１条　委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書正副各１通を作成しなければならない。
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
２　（略）	２　（略）
	第５節　雑則

（関係者に対する費用の弁償） 第１３条　（略）	（関係者に対する費用の弁償） 第１３条　（略）

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

承第６号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和３年３月３１日次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例

（美濃加茂市税条例の一部改正）

第１条　美濃加茂市税条例（昭和２９年美濃加茂市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（個人の市民税の非課税の範囲） 第１７条　（略） ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が２８万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に１６万８千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （寄附金税額控除）	（個人の市民税の非課税の範囲） 第１７条　（略） ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が２８万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に１６万８千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 （寄附金税額控除）

第２６条の８　所得割の納税義務者が、前年中に法第３１４条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第２６条の４及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。	第２６条の８　所得割の納税義務者が、前年中に法第３１４条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第２６条の４及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。
(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの	(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの
イ　（略）	イ　（略）
ロ　所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第２１７条第１号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	ロ　所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第２１７条第１号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
ハ　所得税法施行令第２１７条第１号の２に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	ハ　所得税法施行令第２１７条第１号の２に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
ニ　所得税法施行令第２１７条第２号に規定する法人に対する寄附金（法第３１４条の７第１項第２号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主た	ニ　所得税法施行令第２１７条第２号に規定する法人に対する寄附金（法第３１４条の７第１項第２号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

る目的である業務に関連するものに限る。）	
ホ　所得税法施行令第２１７条第３号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成２０年政令第１５５号）附則第１３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第２１７条第１項第２号及び第３号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	ホ　所得税法施行令第２１７条第３号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成２０年政令第１５５号）附則第１３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第２１７条第１項第２号及び第３号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
へ　所得税法施行令第２１７条第４号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	へ　所得税法施行令第２１７条第４号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
ト　所得税法施行令第２１７条第５号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第３１４条の７第１項第２号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	ト　所得税法施行令第２１７条第５号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第３１４条の７第１項第２号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
チ　所得税法施行令第２１７条第６号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	チ　所得税法施行令第２１７条第６号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
リ　（略）	リ　（略）
ヌ　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１８の２第２項に規定	ヌ　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１８の２第２項に規定

する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）	する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）
２　（略）	２　（略）
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）
第２８条の３の２　（略）	第２８条の３の２　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　給与所得者は、第１項及び第２項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第４８条の９の７の２において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第４項及び第３４条の９第３項において同じ。）により提供することができる。	４　給与所得者は、第１項及び第２項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が所得税法第１９８条第２項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第４項において同じ。）により提供することができる。
５　（略）	５　（略）
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）
第２８条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（年齢１６歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申請書の提出の際に経由すべき所	第２８条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申請書の提出の際に経由すべき所得

得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して市長に提出しなければならない。	税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が令第４８条の９の７の３において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	４　公的年金等受給者は、第１項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第２０３条の６第６項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
５　（略）	５　（略）
（特別徴収税額）	（特別徴収税額）
第３４条の８　第３４条の７の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。	第３４条の８　第３４条の７の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。
(1)　退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第２項及び第３項並びに第３４条の１０第１項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がなされたもの（次号及び次条第１項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合　その支払う	(1)　退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第２項及び第３４条の１０第１項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がなされたもの（次号及び次条第１項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合　その支払う退職手当等の金額につ

退職手当等の金額について第３４条の３及び第３４条の４の規定を適用して計算した税額	いて第３４条の３及び第３４条の４の規定を適用して計算した税額
(2)　（略）	(2)　（略）
２　（略）	２　（略）
（退職所得申告書）	（退職所得申告書）
第３４条の９　（略）	第３４条の９　（略）
２　（略）	２　（略）
３　第１項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第４８条の１８において準用する令第８条の２の２に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	
４　前項の規定の適用がある場合における第２項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。	
（環境性能割の税率）	（環境性能割の税率）
第６５条の４　次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。	第６５条の４　次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。
(1) 法第４５１条第１項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　１００分の１	(1) 法第４５１条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　１００分の１
(2) 法第４５１条第２項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規	(2) 法第４５１条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を

定の適用を受けるもの　１００分の２	受けるもの　１００分の２
(3)　（略）	(3)　（略）
（種別割の税率）	（種別割の税率）
第６６条　（略）	第６６条　（略）
（種別割の課税免除）	
第６６条の２　商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。	
（種別割の賦課期日及び納期）	（種別割の賦課期日及び納期）
第６７条　（略）	第６７条　（略）
附　則	附　則
（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）	（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）
第３条の２　平成３０年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第２６条の３の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	第３条の２　平成３０年度から令和４年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第２６条の３の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。
（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）	（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）
第４条の２　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第２６条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金	第４条の２　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第２６条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３２万円を加算した金額）以下である者に対しては、第１６条第１項の規定に

額に３２万円を加算した金額）以下である者に対しては、第１６条第１項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。	かかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。
２・３　（略）	２・３　（略）
（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合）
第６条の２　（略）	第６条の２　（略）
２　（略）	２　（略）
３　法附則第１５条第２７項第１号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	３　法附則第１５条第３０項第１号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
４　法附則第１５条第２７項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	４　法附則第１５条第３０項第１号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
５　法附則第１５条第２７項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	５　法附則第１５条第３０項第１号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
６　法附則第１５条第２７項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	６　法附則第１５条第３０項第１号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
７　法附則第１５条第２７項第２号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。	７　法附則第１５条第３０項第２号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。
８　法附則第１５条第２７項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。	８　法附則第１５条第３０項第２号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、４分の３とする。
９　法附則第１５条第２７項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、４分の３とする。	９　法附則第１５条第３０項第２号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、４分の３とする。
１０　法附則第１５条第２７項第３号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。	１０　法附則第１５条第３０項第３号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。
１１　法附則第１５条第２７項第３号ロに規	１１　法附則第１５条第３０項第３号ロに規

定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。	定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。
１２　法附則第１５条第２７項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。	１２　法附則第１５条第３０項第３号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、２分の１とする。
１３　法附則第１５条第３０項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	１３　法附則第１５条第３４項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
１４　法附則第１５条第３４項に規定する市の条例で定める割合は、３分の１とする。	１４　法附則第１５条第３８項に規定する市の条例で定める割合は、３分の１とする。
１５　法附則第１５条第３５項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	１５　法附則第１５条第３９項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
	１６　法附則第１５条第４１項に規定する市の条例で定める割合は、零とする。
１６　法附則第１５条第４２項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	１７　法附則第１５条第４７項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。
１７　法附則第１５条第４６項に規定する市の条例で定める割合は、３分の１とする。	
１８・１９　（略）	１８・１９　（略）
（土地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）	（土地に対して課する平成３０年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）
第７条　（略）	第７条　（略）
（令和４年度又は令和５年度における土地の価格の特例）	（令和元年度又は令和２年度における土地の価格の特例）
第７条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第	第７条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第

４０条の２の規定にかかわらず、令和４年度分又は令和５年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	４０条の２の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和２年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第１７条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
２　法附則第１７条の２第２項に規定する令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地であつて、令和５年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第４０条の２の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第１７条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	２　法附則第１７条の２第２項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和２年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第４０条の２の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第１７条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する平成３０年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第８条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定	第８条　宅地等に係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標

める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。	４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。	５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。
（用途変更宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（用途変更宅地等に係る平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第８条の３　地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１	第８条の３　地方税法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第７号）附則第１５条第

項の規定に基づき、令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第１８条の３の規定を適用しないこととする。	１項の規定に基づき、平成１８年度から平成２０年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第１８条の３の規定を適用しないこととする。
（農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（農地に対して課する平成３０年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第１０条　農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	第１０条　農地に係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
（略）	（略）
（特別土地保有税の課税の特例）	（特別土地保有税の課税の特例）
第１２条　附則第８条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第７条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第３４９条の３、第３４９条の３の２又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和	第１２条　附則第８条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第７条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第３４９条の３、第３４９条の３の２又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成

３年度から令和５年度までの各年度分の特別土地保有税については、第１２４条第１号及び第１３１条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第８条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。	３０年度から令和２年度までの各年度分の特別土地保有税については、第１２４条第１号及び第１３１条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第８条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
２　法附則第１１条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成１８年１月１日から令和６年３月３１日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第１２４条第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第５４条の３８第１項に規定する価格」とあるのは「令第５４条の３８第１項に規定する価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。	２　法附則第１１条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成１８年１月１日から令和３年３月３１日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第１２４条第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第５４条の３８第１項に規定する価格」とあるのは「令第５４条の３８第１項に規定する価格（法附則第１１条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。
３・４　（略）	３・４　（略）
（軽自動車税の環境性能割の非課税） 第１２条の２　法第４５１条第１項第１号（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該３輪以上の軽自動車の取得が令和元年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間（附則第１２条の６第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第６４条第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。	（軽自動車税の環境性能割の非課税） 第１２条の２　法第４５１条第１項第１号（同条第４項において準用する場合を含む。）に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該３輪以上の軽自動車の取得が令和元年１０月１日から令和３年３月３１日までの間（附則第１２条の６第３項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第６４条第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）	（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）
第１２条の２の２　（略）	第１２条の２の２　（略）
２　県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が法第４４６条第１項（同条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）又は法第４５１条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第２９条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	２　県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が法第４４６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）又は法第４５１条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項において準用する場合を含む。）の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第２９条の９第３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
３・４　（略）	３・４　（略）
（軽自動車税の種別割の税率の特例）	（軽自動車税の種別割の税率の特例）
第１３条　法附則第３０条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第８項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第６６条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第１３条　法附則第３０条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第５項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第６６条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
２　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第６６条の規定の適用については、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場	２　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第６６条の規定の適用については、当該軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた

合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
３　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のものに対する第６６条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	３　法附則第３０条第３項第１号及び第２号に掲げる法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち３輪以上のものに対する第６６条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
４　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第６６条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲	４　法附則第３０条第４項第１号及び第２号に掲げるガソリン軽自動車のうち３輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第６６条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和２年４月１日から令

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	和３年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
（略）	（略）
５　（略）	５　（略）
６　法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第６６条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
７　法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける３輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第６６条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
８　法附則第３０条第８項の規定の適用を受	

ける３輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第６６条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）	（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第１４条　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第８項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	第１４条　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、３輪以上の軽自動車が前条第２項から第５項までの規定の適用を受ける３輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第３０条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
２・３　（略）	２・３　（略）
（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）
第２３条　（略）	第２３条　（略）
２　法附則第５６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成２４年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税については、第５５条の規定は適用しない。	２　法附則第５６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成２４年度から令和３年度までの各年度分の固定資産税については、第５５条の規定は適用しない。
３・４　（略）	３・４　（略）
（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）	（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第２７条　（略）	第２７条　（略）
２　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。	

（美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　美濃加茂市税条例等の一部を改正する条例（令和２年美濃加茂市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（法人の市民税の申告納付）	（法人の市民税の申告納付）
第３２条の６　（略）	第３２条の６　（略）
２～８　（略）	２～８　（略）
９　法第３２１条の８第６０項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第６０項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第１１項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１１項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。	９　法第３２１条の８第５２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第５２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第１１項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１１項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
１０～１４　（略）	１０～１４　（略）
１５　第１２項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第６９項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第１２項前段の期間内に行う第９項の申告については、第１２項前	１５　第１２項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第６１項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第１２項前段の期間内に行う第９項の申告については、第１２項前

段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

１６　（略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第３２条の８　（略）

２・３　（略）

４　第２項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第３２１条の８第１項、第２項又は第３１項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき減額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の４第４項に規定する市民税にあつては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2)　（略）

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第３４条　（略）

段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

１６　（略）

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手続）

第３２条の８　（略）

２・３　（略）

４　第２項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第３２１条の８第１項、第２項又は第３１項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき減額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の５第４項に規定する市民税にあつては、第１号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2)　（略）

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第３４条　（略）

２　（略）	２　（略）
３　第３２条の８第４項の規定は、第１項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の４第４項に規定する市民税にあつては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第３４条第１項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第１項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。	３　第３２条の８第４項の規定は、第１項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第４８条の１５の５第４項に規定する市民税にあつては、第１号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第３４条第１項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後２月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第１項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
附　則	附　則
（納期限の延長に係る延滞金の特例）	（納期限の延長に係る延滞金の特例）
第２条　当分の間、日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年５．５パーセントを超えて定められる日からその後年５．５パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第２項の規定により第３４条第１項に規定する延滞金の割合を前条第２項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第７５条の２第１項（同法第１４４条の８において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第３２１条の８第１項に規定する申告書の提出期限が当該年５．５パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基	第２条　当分の間、日本銀行法（平成９年法律第８９号）第１５条第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年５．５パーセントを超えて定められる日からその後年５．５パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第２項の規定により第３４条第１項及び第４項に規定する延滞金の割合を前条第２項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第７５条の２第１項（同法第１４４条の８において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第３２１条の８第１項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第８１条の２４第１項の規定により延長された法第３２１条の８第

準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第３４条の規定による延滞金にあつては、当該年５．５パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第３４条第１項及び第４項に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、これらの規定及び前条第２項の規定にかかわらず、当該年７．３パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年５．５パーセントの割合を超える部分の割合を年０．２５パーセントの割合で除して得た数を年０．７３パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年１２．７７５パーセントの割合を超える場合には、年１２．７７５パーセントの割合）とする。	４項に規定する申告書の提出期限が当該年５．５パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第３４条の規定による延滞金にあつては、当該年５．５パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第３４条第１項及び第４項に規定する延滞金の年７．３パーセントの割合は、これらの規定及び前条第２項の規定にかかわらず、当該年７．３パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年５．５パーセントの割合を超える部分の割合を年０．２５パーセントの割合で除して得た数を年０．７３パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年１２．７７５パーセントの割合を超える場合には、年１２．７７５パーセントの割合）とする。
２　前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後２月を経過した日の前日（その日が民法第１４２条に規定する休日、土曜日又は１２月２９日、同月３０日若しくは同月３１日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。	２　前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第３２１条の８第４項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後２月を経過した日の前日（その日が民法第１４２条に規定する休日、土曜日又は１２月２９日、同月３０日若しくは同月３１日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第１条中美濃加茂市税条例第２６条の８第１項第１号の改正及び同条例附則第３条の２の改正並びに次条第１項の規定　令和４年１月１日

(2) 第１条中美濃加茂市税条例第１７条第２項及び第２８条の３の３第１項の改

正及び同条例附則第４条の２第１項の改正並びに次条第４項の規定　令和６年１月１日

(3) 附則第３条第４項及び第５項の規定　産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和３年法律第●号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日

(4) 第１条中美濃加茂市税条例附則第６条の２第１７項を同条第１６項とし、同項の次に一項を加える改正（第１７項に係る部分に限る。）　特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和３年法律第３１号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の美濃加茂市税条例（以下「新条例」という。）第２６条の８第１項第１号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第４条第１項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第１条の規定による改正前の美濃加茂市税条例（次項及び第３項において「旧条例」という。）第２６条の８第１項第１号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

２　新条例第２８条の３の２第４項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第２８条の３の２第４項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

３　新条例第２８条の３の３第４項の規定は、施行日以後に行う新条例第２８条の３の２第４項に規定する電磁的方法による新条例第２８条の３の３第４項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第２８条の３の２第４項に規定する電磁的方法による旧条例第２８条の３の３第４項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

４　新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　平成３０年４月１日から令和３年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号。第５項において「改正法」という。）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項及び第

４項において「旧法」という。）附則第１５条第８項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）の施行の日から令和３年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第１５条第４１項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第４１項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第４１項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第４１項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第４１項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

４　地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第２６号。次項において「令和２年改正法」という。）の施行の日から令和３年３月３１日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第６４条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

５　新条例附則第６条の２第１９項の規定は、令和３年４月１日以後に改正法第１条の規定による改正後の地方税法附則第６４条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあっては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあっては令和２年改正法の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令

和３年４月１日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の１月１日（当該施行の日が１月１日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和３年４月１日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第６条の２第１９項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５０条第２項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）第３８条第２項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された３輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

２　新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承第７号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和３年３月３１日次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例

美濃加茂市都市計画税条例（昭和３２年美濃加茂市条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則	附　則
１　（略）	１　（略）
（法附則第１５条第３４項の条例で定める割合）	（法附則第１５条第３８項の条例で定める割合）
２　法附則第１５条第３４項に規定する市の条例で定める割合は、３分の１とする。	２　法附則第１５条第３８項に規定する市の条例で定める割合は、３分の１とする。
（法附則第１５条第３５項の条例で定める割合）	（法附則第１５条第３９項の条例で定める割合）
３　法附則第１５条第３５項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。	３　法附則第１５条第３９項に規定する市の条例で定める割合は、３分の２とする。
（用途変更宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（用途変更宅地等に係る平成２１年度から平成２３年度までの各年度分の都市計画税の特例）

４　地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項の規定に基づき、令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第２５条の３の規定を適用しないこととする。	４　地方税法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第７号）附則第１５条第１項の規定に基づき、平成２１年度から平成２３年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第２５条の３において読み替えて準用する法附則第１８条の３の規定を適用しないこととする。
５　（略）	５　（略）
（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（宅地等に対して課する平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例）
６　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	６　宅地等に係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第７０２条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に１００分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
７　前項の規定の適用を受ける商業地等に係	７　前項の規定の適用を受ける商業地等に係

る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
８　附則第６項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第６項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	８　附則第６項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第６項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
９　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第６項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の	９　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．６以上０．７以下のものに係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第６項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分

都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
１０　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第６項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。	１０　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が０．７を超えるものに係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第６項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に１０分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第３４９条の３（第１８項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。
（農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（農地に対して課する平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の特例）
１１　農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第	１１　農地に係る平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法

３４９条の３（第１８項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	第３４９条の３（第１８項を除く。）又は法附則第１５条から第１５条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。
（略）	（略）
（読替規定） １２　（略）	（読替規定） １２　（略）
１３　法附則第１５条第１項、第１０項、第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。	１３　法附則第１５条第１項、第１３項、第１８項から第２２項まで、第２４項、第２５項、第２９項、第３３項、第３７項から第３９項まで、第４２項から第４４項まで、第４７項若しくは第４８項、第１５条の２第２項、第１５条の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第３３項」とあるのは「若しくは第３３項又は附則第１５条から第１５条の３まで若しくは第６３条」とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の美濃加茂市都市計画税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和２年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承第８号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和３年３月３１日次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市介護保険条例（平成１２年美濃加茂市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保険料率） 第２条　令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者（介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(6)　（略） (7) 次のいずれかに該当する者　８４，０００円 ア　合計所得金額が２１０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも	（保険料率） 第２条　令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者（介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(6)　（略） (7) 次のいずれかに該当する者　８４，０００円 ア　合計所得金額が２００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも

該当しないもの イ　（略） (8) 次のいずれかに該当する者　１００，８００円 ア　合計所得金額が３２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　（略） (9)～(16)　（略） ２～４　（略） 附　則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 第８条　令和２年２月１日から令和４年３月３１日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第１号被保険者の資格を取得した日から１４日以内に法第１２条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２月１日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第１号被保険者の資格を取得した日から１４日以内に行われていたならば同年２月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第１１条第１項第３号に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1)・(2)　（略）	該当しないもの イ　（略） (8) 次のいずれかに該当する者　１００，８００円 ア　合計所得金額が３００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　（略） (9)～(16)　（略） ２～４　（略） 附　則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 第８条　令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第１号被保険者の資格を取得した日から１４日以内に法第１２条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２月１日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第１号被保険者の資格を取得した日から１４日以内に行われていたならば同年２月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第１１条第１項第３号に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。 (1)・(2)　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の美濃加茂市介護保険条例第２条の規定は、令和３年度以後の保険料から適用し、令和２年度までの保険料については、なお従前の例による。

承第９号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和３年３月３１日次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

（美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第１条　美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和３年美濃加茂市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置）	附　則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

２　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、この条例の第２条の規定による改正後の美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第３条第３項及び第４０条の２（新条例第５９条、第５９条の２０、第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条及び第２０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新条例第３１条、第５５条、第５９条の１２（新条例第５９条の２０の３において準用する場合を含む。）、第５９条の３４、第７３条、第１００条（新条例第２０２条において準用する場合を含む。）、第１２２条、第１４５条、第１６８条及び第１８６条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、新条例第３２条の２（新条例第５９条、第５９条の２０、第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条及び第２０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行

うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

４　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、新条例第３３条第３項（新条例第５９条において準用する場合を含む。）及び第５９条の１６第２項（新条例第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条及び第２０２条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

５　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、新条例第５９条の１３第３項（新条例第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条及び第２０２条において準用する場合を含む。）、第１２３条第３項、第１４６条第４項、第１６９条第３項及び第１８７条第４項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

６　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、新条例第１６３条の２（新条例第１８９条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔（くう）衛生の管理に係る経過措置）

７　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、新条例第１６３条の３（新条例

第１８９条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

８　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、新条例第１７１条第２項第３号（新条例第１８９条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

９　令和３年４月１日から起算して６月を経過する日までの間、新条例第１７５条第１項（新条例第１８９条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第１号から第３号までに定める措置を講じるとともに、次の第４号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

１０　令和３年４月１日以降、当分の間、新条例第１８０条第１項第１号ア（イ）の規定に基づき入居定員が１０人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新条例第１５１条第１項第３号ア及び第１８７条第２項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人

福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。 １１　令和３年４月１日において現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、令和３年４月１日の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の美濃加茂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第１８０条第１項第１号ア（ウ）ｂの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。	

（美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和３年美濃加茂市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置） ２　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、この条例の第２条の規定による改正後の美濃加茂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第３条第３項及び第３７条の２（新条例	附　則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

第６５条及び第８６条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新条例第２７条、第５７条及び第８０条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 （認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置） ３　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、新条例第２８条第３項（新条例第６５条において準用する場合を含む。）及び第８１条第３項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） ４　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、新条例第２８条の２（新条例第６５条及び第８６条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置） ５　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、新条例第３１条第２項（新条例第６５条及び第８６条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規	

定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。	

（美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和３年美濃加茂市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。 （虐待の防止に係る経過措置） ２　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の美濃加茂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第４条第５項及び第２９条の２（新条例第３５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新条例第２０条（新条例第３５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置）	附　則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

３　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、新条例第２１条の２（新条例第３５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置） ４　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、新条例第２３条の２（新条例第３５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。	

（美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和３年美濃加茂市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） １　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。 (1)　第６条本文及び附則第２項の改正並びに同項の次に１項を加える改正　公布の日 (2)　第１６条第２０号の次に１号を加える改正　令和３年１０月１日 （虐待の防止に係る経過措置）	附　則 この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。 (1)　第６条本文及び附則第２項の改正並びに同項の次に１項を加える改正　公布の日 (2)　第１６条第２０号の次に１号を加える改正　令和３年１０月１日

２　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、この条例の規定による改正後の美濃加茂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第３条第５項及び第３０条の２（新条例第３３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、新条例第２１条（新条例第３３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規定を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。 （業務継続計画の策定等に係る経過措置） ３　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、新条例第２２条の２（新条例第３３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。 （感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置） ４　令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの間、新条例第２４条の２（新条例第３３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、この規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。	

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

承第１０号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和３年３月３１日次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成１２年美濃加茂市条例第９号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附　則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） ８　令和２年２月１日から令和４年３月３１日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第３７条第１項第１号に規定する保険料（被保険者の資格を取得した日から１４日以内に法第９条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２	附　則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） ８　令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第３７条第１項第１号に規定する保険料（被保険者の資格を取得した日から１４日以内に法第９条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２

月１日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から１４日以内に行われていたならば同年２月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。	月１日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から１４日以内に行われていたならば同年２月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。
(1)　（略）	(1)　（略）
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当すること。	(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当すること。
ア　世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の１０分の３以上であること。	ア　主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の１０分の３以上であること。
イ　世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第２７条の２第１項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第３１４条の２第１項各号及び第２項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が１，０００万円以下であること。	イ　主たる生計維持者の前年の地方税法第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第２７条の２第１項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第３１４条の２第１項各号及び第２項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が１，０００万円以下であること。
ウ　減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が４００万円以下であること。	ウ　減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が４００万円以下であること。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

承第１１号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和３年５月２０日別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

令和３年度美濃加茂市一般会計補正予算（第２号）

令和３年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２７３，２１０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２２，３２６，７１６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15　国庫支出金		2,954,424	273,210	3,227,634
	2　国庫補助金	620,607	273,210	893,817
歳　入　合　計		22,053,506	273,210	22,326,716

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費		3,312,293	7,928	3,320,221
	1　総務管理費	2,734,234	7,928	2,742,162
3　民 生 費		8,313,262	100,370	8,413,632
	1　社会福祉費	4,048,152	30,000	4,078,152
	2　児童福祉費	3,883,008	70,370	3,953,378
6　商 工 費		718,903	163,640	882,543
	1　商 工 費	718,903	163,640	882,543
9　教 育 費		2,623,292	1,272	2,624,564
	2　小学校費	418,896	896	419,792
	3　中学校費	131,035	376	131,411
歳　出　合　計		22,053,506	273,210	22,326,716

第２表

債　務　負　担　行　為　補　正

（追加）

（単位：千円）

事　　項	期　間	限　度　額
サテライトオフィス成果連動支援	自　令和４年度 至　令和６年度	10,000

予算説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15　国庫支出金	2,954,424	273,210	3,227,634
歳　入　合　計	22,053,506	273,210	22,326,716

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費	3,312,293	7,928	3,320,221
3　民 生 費	8,313,262	100,370	8,413,632
6　商 工 費	718,903	163,640	882,543
9　教 育 費	2,623,292	1,272	2,624,564
歳　出　合　計	22,053,506	273,210	22,326,716

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
7,928				
100,370				
163,640				
1,272				
273,210				

2　歳　入

（款）　15　国庫支出金
（項）　　2　国庫補助金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
15			国庫支出金	2,954,424	273,210	3,227,634
	2		国庫補助金	620,607	273,210	893,817
		1	総務費国庫補助金	88,259	7,928	96,187
		2	民生費国庫補助金	210,348	100,370	310,718
		4	商工費国庫補助金	9,350	163,640	172,990
		6	教育費国庫補助金	4,371	1,272	5,643

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 総務管理費補助金	7,928	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（市庁舎感染症対策事業）
1 社会福祉費補助金	30,000	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（福祉施設等従事者応援事業）
2 児童福祉費補助金	70,370	1 子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金　4,415 2 子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金　61,150 3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（公立保育園等施設感染症対策事業）　169 4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（ひとり親世帯衛生用品等配布事業）　4,636
1 商工費補助金	163,640	1 地方創生テレワーク交付金　77,730 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（広告宣伝販売促進助成事業）　30,000 3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（「新たな日常」対応施設応援事業）　20,000 4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（みのかもチャレンジ事業者応援事業）　20,000 5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（サテライトオフィス開設支援事業）　15,910
2 小学校費補助金	896	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（小学校施設感染症対策事業）
3 中学校費補助金	376	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（中学校施設感染症対策事業）

3　歳　出

（款）　2　総 務 費
（項）　1　総務管理費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
2			総 務 費	3,312,293	7,928	3,320,221	7,928	
	1		総務管理費	2,734,234	7,928	2,742,162	7,928	
		5	財産管理費	243,863	7,928	251,791	国庫支出金 7,928	

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
10 需　用　費	404	新型コロナ感染症対策消耗品費	市庁舎感染症対策事業（新型コロナ対策）　7,928
17 備品購入費	7,524	新型コロナ感染症対策備品	

（款）　3　民 生 費
（項）　1　社会福祉費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
3			民 生 費	8,313,262	100,370	8,413,632	100,370	
	1		社会福祉費	4,048,152	30,000	4,078,152	30,000	
		1	社会福祉総務費	611,326	30,000	641,326	国庫支出金 30,000	
	2		児童福祉費	3,883,008	70,370	3,953,378	70,370	
		1	児童福祉総務費	141,694	4,805	146,499	国庫支出金 4,805	
		8	子育て世帯臨時特別給付金給付費	33,506	65,565	99,071	国庫支出金 65,565	

（一般会計）

（単位：千円）

節 区分	節 金額	説明	備考
3 職員手当等	100	時間外勤務手当	福祉施設等従事者応援事業（新型コロナ対策） 29,900 人件費 100
10 需用費	4,090	消耗品費 190 印刷製本費 3,900	
11 役務費	1,100	郵便料 820 商品券換金手数料 230 新聞折込手数料 50	
12 委託料	1,700	事務処理	
13 使用料及び賃借料	10	ごみ処理施設使用料	
18 負担金、補助及び交付金	23,000	商品券換金時交付金	
10 需用費	4,162	消耗品費	公立保育園等施設感染症対策事業（新型コロナ対策） 169 ひとり親世帯衛生用品等配布事業（新型コロナ対策） 4,636
11 役務費	643	郵便料	
1 報酬	1,065	時間額任用職員	子育て世帯（ひとり親世帯分以外）生活支援特別給付金事業（新型コロナ対策） 64,028 人件費 350 会計年度任用職員給 1,187
3 職員手当等	428	時間外勤務手当 350 期末手当 78	
8 旅費	44	通勤に係る費用弁償	
10 需用費	61	消耗品費 43 印刷製本費 18	
11 役務費	267	郵便料 135 口座振込手数料 132	
12 委託料	2,530	システム処理	
13 使用料及び賃借料	20	コピー機使用料	
19 扶助費	61,150	子育て世帯生活支援特別給付金	

（款）　6　商 工 費
（項）　1　商 工 費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
6			商 工 費	718,903	163,640	882,543	163,640	
	1		商 工 費	718,903	163,640	882,543	163,640	
		1	商工総務費	99,564	70,000	169,564	国庫支出金 70,000	
		2	商工振興費	497,910	93,640	591,550	国庫支出金 93,640	

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
12 委　託　料	2,000	みのかもチャレンジ事業者応援事業処理	広告宣伝販売促進助成事業（新型コロナ対策）　30,000 「新たな日常」対応施設応援事業（新型コロナ対策）　20,000 みのかもチャレンジ事業者応援事業（新型コロナ対策）　20,000
18 負担金、補助及び交付金	68,000	広告宣伝等販売促進助成金 30,000 みのかもチャレンジ事業者応援助成金　18,000 「新たな日常」対応施設応援助成金　20,000	
12 委　託　料	27,000	サテライトオフィス開設支援	サテライトオフィス開設支援事業（新型コロナ対策）　93,640
18 負担金、補助及び交付金	66,640	施設整備補助金	

（款）　9　教 育 費
（項）　2　小学校費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			教 育 費	2,623,292	1,272	2,624,564	1,272	
	2		小学校費	418,896	896	419,792	896	
		1	小学校管理費	369,699	896	370,595	国庫支出金 896	
	3		中学校費	131,035	376	131,411	376	
		1	中学校管理費	93,908	376	94,284	国庫支出金 376	

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
10 需　用　費	896	新型コロナ感染症対策消耗品費	小学校施設感染症対策事業（新型コロナ対策）　896
10 需　用　費	376	新型コロナ感染症対策消耗品費	中学校施設感染症対策事業（新型コロナ対策）　376

給　与　費　明　細　書

1　一般職
(1)総括

区分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合計（千円）	備考
		報酬（千円）	給料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）			
補正後	843 (1)	667,408	1,174,950	964,054	2,806,412	459,594	3,266,006	
補正前	842 (1)	666,343	1,174,950	963,526	2,804,819	459,594	3,264,413	
比較	1	1,065		528	1,593		1,593	

(　)内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養手当（千円）	地域手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	特勤手当（千円）	時間外手当（千円）	管理職手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	宿日直手当（千円）	退職手当負担金（千円）	単身赴任手当（千円）
	補正後	33,204	38,766	13,221	14,979	30	108,763	36,613	328,625	211,151	1,083	176,515	1,104
	補正前	33,204	38,766	13,221	14,979	30	108,313	36,613	328,547	211,151	1,083	176,515	1,104
	比較						450		78				

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明		備考
職員手当	528	その他の増減分	528	時間外勤務手当	450	
				期末手当	78	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支出(見込)額	
		期　間	金　額
サテライトオフィス成果連動支援	千円 10,000		

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円			千円	千円
R4-R6	10,000				10,000

議第３２号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成２３年美濃加茂市条例第２号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th colspan="5">改正後</th><th colspan="5">改正前</th></tr>
<tr><td colspan="5">別表（第１条―第４条関係）
１　市長の附属機関</td><td colspan="5">別表（第１条―第４条関係）
１　市長の附属機関</td></tr>
<tr><td>附属機関名</td><td>所掌事項</td><td>委員の構成</td><td>委員の定数</td><td>委員の任期</td><td>附属機関名</td><td>所掌事項</td><td>委員の構成</td><td>委員の定数</td><td>委員の任期</td></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>市営住宅入居者選考委員会</td><td>（略）</td><td>(1)・(2)
（略）</td><td colspan="2">（略）</td><td>市営住宅入居者選考委員会</td><td>（略）</td><td>(1)・(2)
（略）
(3) 自治連合会理事</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="5">（略）</td><td colspan="5">（略）</td></tr>
<tr><td>美濃加茂市行政不服審査会（行政不服審査法（平成２６年法律第６</td><td colspan="4">（略）</td><td>美濃加茂市行政不服審査会（行政不服審査法（平成２６年法律第６</td><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>

８号）第８１条第１項に基づく。）				
美濃加茂市上下水道事業経営審議会	美濃加茂市水道事業及び下水道事業の経営に関すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が適当と認める者	９人以内	２年
２　教育委員会の附属機関				
（略）				

８号）第８１条第１項に基づく。）	
２　教育委員会の附属機関	
（略）	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年７月１日から施行する。ただし、別表中１市長の附属機関の表に美濃加茂市上下水道事業経営審議会の項を加える改正及び附則第３項の規定は、令和３年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日以後、最初に委嘱される美濃加茂市上下水道事業経営審議会の委員の任期は、別表の規定にかかわらず、令和５年３月３１日までとする。

（美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４２年美濃加茂市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第２条、第５条関係）			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
（略）	（略）	（略）	（略）
美濃加茂市行政不服審査会委員			
美濃加茂市上下水道事業経営審議会委員			

改正前			
別表（第２条、第５条関係）			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
（略）	（略）	（略）	（略）
美濃加茂市行政不服審査会委員			

美濃加茂市地籍調査推進員	（略）		
（略）			

美濃加茂市地籍調査推進員	（略）		
（略）			

議第３３号

美濃加茂市児童館の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市児童館の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市児童館の設置及び管理に関する条例及び美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（美濃加茂市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第１条　美濃加茂市児童館の設置及び管理に関する条例（平成１１年美濃加茂市条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（損害賠償の義務） 第７条　（略） （指定管理者の指定等） 第８条　市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に児童館の管理を行わせることができる。 （指定管理者の指定の手続） 第９条　指定管理者の指定の手続については、美濃加茂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年美濃加茂市条例第１８号）を適用する。 （指定管理者の行う業務）	（損害賠償の義務） 第７条　（略）

第１０条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 児童館の運営に関する業務 (2) 児童館の施設、附属設備等の維持管理に関する業務 (3) 児童館の施設の環境整備に関する業務 (4) 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 （指定管理者が管理する児童館における条例の適用） 第１１条　第８条の規定により指定管理者が管理を行う児童館に係るこの条例の適用については、第６条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 （委任） 第１２条　（略）	（委任） 第８条　（略）

（美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（平成２７年美濃加茂市条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（遵守事項） 第１９条　（略） （指定管理者の指定等） 第２０条　市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に保育園の管理を行わせることができる。 （指定管理者の指定の手続） 第２１条　指定管理者の指定の手続については、美濃加茂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年美濃加茂市条例第１８号）を適用する。	（遵守事項） 第１９条　（略）

（指定管理者の行う業務）

第２２条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 保育園の運営に関する業務

(2) 保育園の施設、附属設備等の維持管理に関する業務

(3) 保育園の施設の環境整備に関する業務

(4) 第２４条に規定する利用料金の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

２　指定管理者は、業務を行うに当たり、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、保育園の管理を行わなければならない。

（指定管理者が管理する保育園における条例の適用）

第２３条　第２０条の規定により指定管理者が管理を行う保育園に係るこの条例の適用については、第５条中「市長が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得たときは」と、第６条第２項中「市長が必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得たときは」と、第７条第２項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第９条及び第１１条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、同条第３号中「市長が」とあるのは「指定管理者が」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第２４条　市長は、地方自治法第２４４条の２第８項の規定により、第１３条第２項の表に規定する第７条第２項に該当する者に係る

保育料　（以下「利用料金」という。）を、指定管理者の収入として収受させることとし、利用料金の額は、同表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。 ２　指定管理者は、利用料金の額、納入方法、納期限及び還付について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。 （委任） 第２５条　（略）	（委任） 第２０条　（略）

附　則

この条例は、令和３年７月１日から施行する。

議第３４号

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年美濃加茂市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(22)　（略） (23)　特定地域型保育事業　法第４３条第２項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29)　（略） （特定教育・保育施設等との連携） 第４３条　（略） ２・３　（略） ４　市長は次のいずれかに該当するときは、第１項第３号の規定を適用しないこととすることができる。	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(22)　（略） (23)　特定地域型保育事業　法第４３条第３項に規定する特定地域型保育事業をいう。 (24)～(29)　（略） （特定教育・保育施設等との連携） 第４３条　（略） ２・３　（略） ４　市長は、特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができ

(1) 市長が、児童福祉法第２４条第３項（同法附則第７３条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 前号の場合を除き、特定地域型保育事業者による第１項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。	る。
５　前項第２号の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2)　（略）	５　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第５９条第１項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2)　（略）
６～９　（略）	６～９　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第３５号

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年美濃加茂市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第１５条第１項及び第２項、第１６条第１項、第２項及び第５項、第１７条並びに第１８条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育	（保育所等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第１５条第１項及び第２項、第１６条第１項、第２項及び第５項、第１７条並びに第１８条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ど

所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	も・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び次項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	(3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第４３条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
２　市長は、次のいずれかに該当するときは、前項第３号の規定を適用しないこととすることができる。	２　市長は、家庭的保育事業者等による前項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
(1)　市長が、法第２４条第３項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。	
(2)　前号の場合を除き、家庭的保育事業者等による前項第３号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき。	
３　前項第２号の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設	３　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第５９条第１項に規定する施設のう

のうち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2)　（略） （職員） 第２４条　（略） ２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)　（略） (2)　法第１８条の５各号及び法第３４条の２０第１項第３号のいずれにも該当しない者 ３　（略） （居宅訪問型保育事業） 第３８条　居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3)　（略） (4)　母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第５項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育	ち、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2)　（略） （職員） 第２４条　（略） ２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)　（略） (2)　法第１８条の５各号及び法第３４条の２０第１項第４号のいずれにも該当しない者 ３　（略） （居宅訪問型保育事業） 第３８条　居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3)　（略） (4)　母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第５項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第３６号

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成９年美濃加茂市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（入居者の選考） 第９条　（略） ２　市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。ただし、次に掲げる世帯の優先的入居を考慮することができる。 (1)　２０歳未満の子を扶養している所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項第３１号に規定するひとり親の属する世帯	（入居者の選考） 第９条　（略） ２　市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。ただし、次に掲げる世帯の優先的入居を考慮することができる。 (1)　２０歳未満の子を扶養している所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２条第１項第３０号に規定する寡婦（同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。）又は同項第３１号に規定する寡夫（同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した

	後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。）の属する世帯
(2)～(6)　（略）	(2)～(6)　（略）
３～５　（略）	３～５　（略）

附　則

この条例は、令和３年７月１日から施行する。

議第３７号

美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市消防団条例の一部を改正する条例

美濃加茂市消防団条例（平成４年美濃加茂市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第１２条　消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合に支給する費用弁償の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、第１号の職務に従事した時間が４時間以下のときは２分の１の額を、第２号の職務に４時間を超えて従事したときは２倍の額を支給する。 (1)　水火災その他の災害による災害出動１回につき８，０００円 (2)・(3)　（略） ２　（略）	（費用弁償） 第１２条　消防団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合に支給する費用弁償の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、第１号及び第２号の職務に４時間を超えて従事したときは、２倍の額を支給する。 (1)　水火災その他の災害による災害出動１回につき２，０００円 (2)・(3)　（略） ２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に支給すべき事由の生じた費用弁償については、改正後の美濃加茂市消防団条例第１２条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議第３８号

美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例

美濃加茂市小口融資条例（平成９年美濃加茂市条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（申込人の資格） 第４条　この条例に基づく融資の申込みの資格を有する中小企業者は、次の要件を備える者とする。 (1)～(3)　（略） (4)　申込みの日以前１年間に納期が到来した市民税（所得割。ただし、法人の場合は、法人税割）の課税がある者。ただし、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による障害者控除額、寡婦控除額又はひとり親控除額を控除されたことにより、市民税の所得割の税額がなくなった者である場合は、均等割の課税がある者 (5)　前号の課税要件が満たされていない者で、次に該当する場合は、この条例による取扱いを認める。この場合においても第１号から第３号までの要件を備えていなければならない。 イ　個人にあっては、申込みの日以前１	（申込人の資格） 第４条　この条例に基づく融資の申込みの資格を有する中小企業者は、次の要件を備える者とする。 (1)～(3)　（略） (4)　申込みの日以前１年間に納期が到来した市民税（所得割。ただし、法人の場合は、法人税割）の課税がある者。ただし、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による障害者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより、市民税の所得割の税額がなくなった者である場合は、均等割の課税がある者 (5)　前号の課税要件が満たされていない者で、次に該当する場合は、この条例による取扱いを認める。この場合においても第１号から第３号までの要件を備えていなければならない。 イ　個人にあっては、申込みの日以前１年

年間に納期が到来した市民税（均等割）の課税がある者。ただし、障害者控除額、寡婦控除額又はひとり親控除額を控除されたことにより非課税である者を含む。	間に納期が到来した市民税（均等割）の課税がある者。ただし、障害者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより非課税である者を含む。
ロ　（略）	ロ　（略）

附　則

この条例は、令和３年７月１日から施行する。

議第３９号

美濃加茂市土地開発基金条例を廃止する条例について

美濃加茂市土地開発基金条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

美濃加茂市土地開発基金条例を廃止する条例

美濃加茂市土地開発基金条例（昭和４５年美濃加茂市条例第３０号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和３年７月１日から施行する。

議第４０号

令和３年度美濃加茂市一般会計補正予算（第３号）

令和３年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，９２０，２９７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２４，２４７，０１３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の追加は、「第３表　地方債補正」による。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

第 1 表　歳入歳出予算補正

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
13　分担金及び負担金		182,358	12,354	194,712
	2　負 担 金	182,307	12,354	194,661
15　国庫支出金		3,227,634	454,169	3,681,803
	1　国庫負担金	2,319,918	7,699	2,327,617
	2　国庫補助金	893,817	446,470	1,340,287
16　県支出金		1,671,844	20,205	1,692,049
	1　県負担金	1,021,346	1,700	1,023,046
	2　県補助金	528,584	18,505	547,089
19　繰 入 金		1,265,328	1,149,378	2,414,706
	1　基金繰入金	1,265,325	1,149,378	2,414,703
20　繰 越 金		550,000	91,191	641,191
	1　繰 越 金	550,000	91,191	641,191
22　市　　債		1,886,800	193,000	2,079,800
	1　市　　債	1,886,800	193,000	2,079,800
歳　　入　　合　　計		22,326,716	1,920,297	24,247,013

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費		3,320,221	1,148,608	4,468,829
	1　総務管理費	2,742,162	1,148,608	3,890,770
3　民 生 費		8,413,632	352,132	8,765,764
	2　児童福祉費	3,953,378	346,400	4,299,778
	3　生活保護費	382,002	5,732	387,734
4　衛 生 費		1,642,792	31,493	1,674,285
	1　保健衛生費	857,977	31,493	889,470
5　農林業費		526,606	23,164	549,770
	1　農 業 費	340,943	6,000	346,943
	2　林 業 費	185,663	17,164	202,827
6　商 工 費		882,543	7,620	890,163
	1　商 工 費	882,543	7,620	890,163
8　消 防 費		799,303	5,280	804,583
	1　消 防 費	799,303	5,280	804,583
9　教 育 費		2,624,564	352,000	2,976,564
	6　保健体育費	773,397	352,000	1,125,397
歳　出　合　計		22,326,716	1,920,297	24,247,013

第２表

債　務　負　担　行　為　補　正

（追加）

（単位：千円）

事　　項	期　間	限　度　額
加茂野保育園等管理運営業務	自　令和４年度 至　令和６年度	390,000

第３表

地　方　債　補　正

（追加）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
	千円			
古井保育園整備事業	34,600	証書借入	年1.8％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
牧野ふれあい広場整備事業	158,400			

予算説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
13　分担金及び負担金	182,358	12,354	194,712
15　国庫支出金	3,227,634	454,169	3,681,803
16　県支出金	1,671,844	20,205	1,692,049
19　繰 入 金	1,265,328	1,149,378	2,414,706
20　繰 越 金	550,000	91,191	641,191
22　市　　債	1,886,800	193,000	2,079,800
歳　入　合　計	22,326,716	1,920,297	24,247,013

（歳　出）

款	補正前の額	補　正　額	計
2　総 務 費	3,320,221	1,148,608	4,468,829
3　民 生 費	8,413,632	352,132	8,765,764
4　衛 生 費	1,642,792	31,493	1,674,285
5　農林業費	526,606	23,164	549,770
6　商 工 費	882,543	7,620	890,163
8　消 防 費	799,303	5,280	804,583
9　教 育 費	2,624,564	352,000	2,976,564
歳　出　合　計	22,326,716	1,920,297	24,247,013

（単位：千円）

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
			1,148,608	
259,230	5,151	34,600		53,151
18,939			12,354	200
	14,394		770	8,000
	660			6,960
				5,280
176,000		158,400		17,600
454,169	20,205	193,000	1,161,732	91,191

2　歳　入

（款）　13　分担金及び負担金
（項）　　2　負 担 金

款	項	目	款項目	補正前の額	補　正　額	計
13			分担金及び負担金	182,358	12,354	194,712
	2		負 担 金	182,307	12,354	194,661
		3	衛生費負担金	34,997	12,354	47,351

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 保健衛生費負担金	12,354	1 医療従事者応援事業負担金

（款）　15　国庫支出金
（項）　　1　国庫負担金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
15			国庫支出金	3,227,634	454,169	3,681,803
	1		国庫負担金	2,319,918	7,699	2,327,617
		1	民生費国庫負担金	2,240,747	7,699	2,248,446
	2		国庫補助金	893,817	446,470	1,340,287
		2	民生費国庫補助金	310,718	251,531	562,249
		3	衛生費国庫補助金	56,546	18,939	75,485
		6	教育費国庫補助金	5,643	176,000	181,643

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 児童福祉費負担金	3,400	1 母子生活支援施設入所措置費負担金
3 生活保護費負担金	4,299	1 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金
2 児童福祉費補助金	251,531	1 都市構造再編集中支援事業費補助金（古井保育園整備事業）　38,500 2 保育所等整備交付金　209,580 3 子ども・子育て支援整備交付金（病児保育施設整備）　3,451
1 保健衛生費補助金	18,939	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（医療従事者応援事業）
5 保健体育費補助金	176,000	1 社会資本整備総合交付金（牧野ふれあい広場整備事業）

（款）　16　県支出金
（項）　　1　県負担金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
16			県支出金	1,671,844	20,205	1,692,049
	1		県負担金	1,021,346	1,700	1,023,046
		1	民生費県負担金	957,769	1,700	959,469
	2		県補助金	528,584	18,505	547,089
		2	民生費県補助金	377,246	3,451	380,697
		4	農林業費県補助金	78,231	14,394	92,625
		5	商工費県補助金	440	660	1,100

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 児童福祉費負担金	1,700	1 母子生活支援施設入所措置費負担金
3 児童福祉費補助金	3,451	1 子ども・子育て支援整備交付金（病児保育施設整備）
2 林業費補助金	14,394	1 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金（里山整備事業）　9,094 2 清流の国ぎふ推進補助金（里山活用事業）　5,300
1 商工費補助金	660	1 清流の国ぎふ推進補助金（インバウンド推進事業）

（款）　19　繰 入 金
（項）　　1　基金繰入金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
19			繰 入 金	1,265,328	1,149,378	2,414,706
	1		基金繰入金	1,265,325	1,149,378	2,414,703
		4	ふるさと納税基金繰入金	362,000	770	362,770
		6	土地開発基金繰入金	0	1,148,608	1,148,608

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 ふるさと納税基金繰入金	770	1 ふるさと納税基金繰入金
1 土地開発基金繰入金	1,148,608	1 土地開発基金繰入金

（款）　20　繰 越 金
（項）　　1　繰 越 金

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
20			繰 越 金	550,000	91,191	641,191
	1		繰 越 金	550,000	91,191	641,191
		1	繰 越 金	550,000	91,191	641,191

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
1 繰　越　金	91,191	1 前年度繰越金

（款）　22　市　　債
（項）　　1　市　　債

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計
22			市　　債	1,886,800	193,000	2,079,800
	1		市　　債	1,886,800	193,000	2,079,800
		2	民 生 債	11,400	34,600	46,000
		7	教 育 債	396,100	158,400	554,500

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明
区　　分	金　　額	
2 児童福祉債	34,600	1 古井保育園整備事業
3 保健体育債	158,400	1 牧野ふれあい広場整備事業

3　歳　出

（款）　2　総 務 費
（項）　1　総務管理費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
2			総 務 費	3,320,221	1,148,608	4,468,829	1,148,608	
	1		総務管理費	2,742,162	1,148,608	3,890,770	1,148,608	
		6	企 画 費	1,312,111	1,148,608	2,460,719	繰入金 1,148,608	

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
24 積　立　金	1,148,608	庁舎建設基金積立金	新庁舎整備事業　1,148,608

（款）　3　民 生 費
（項）　2　児童福祉費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
3			民 生 費	8,413,632	352,132	8,765,764	298,981	53,151
	2		児童福祉費	3,953,378	346,400	4,299,778	294,682	51,718
		1	児童福祉総務費	146,499	6,800	153,299	国庫支出金 3,400 県支出金 1,700	1,700
		3	児童保育費	1,338,609	305,074	1,643,683	国庫支出金 213,031 県支出金 3,451	88,592
		4	保育園施設費	817,671	34,526	852,197	国庫支出金 38,500 市債 34,600	△38,574
	3		生活保護費	382,002	5,732	387,734	4,299	1,433
		3	生活困窮者自立支援費	60,787	5,732	66,519	国庫支出金 4,299	1,433

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
12 委　託　料	6,800	母子生活支援施設入所措置	母子家庭等支援事業　6,800
18 負担金、補助及び交付金	305,074	病児保育施設整備補助金　10,353 保育所等施設整備補助金　294,721	私立保育園運営費等補助事業　305,074
12 委　託　料	2,112	解体撤去設計	古井保育園整備事業　34,526
14 工事請負費	32,414	保育園等整備	
19 扶　助　費	5,732	住宅支援給付	生活困窮者自立支援事業　5,732

（款）　4　衛 生 費
（項）　1　保健衛生費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4			衛 生 費	1,642,792	31,493	1,674,285	31,293	200
	1		保健衛生費	857,977	31,493	889,470	31,293	200
		1	保健衛生総務費	267,998	31,493	299,491	国庫支出金 18,939 分担金負担金 12,354	200

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
10 需　用　費	224	消耗品費	医療従事者応援事業（新型コロナ対策）　31,293 健康づくり事業　200
11 役　務　費	10	郵便料	
12 委　託　料	31,221	ギフトカード配布	
13 使用料及び賃借料	38	コピー機使用料	

（款）　5　農林業費
（項）　1　農 業 費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
5			農林業費	526,606	23,164	549,770	15,164	8,000
	1		農 業 費	340,943	6,000	346,943		6,000
		6	農 地 費	231,846	6,000	237,846		6,000
	2		林 業 費	185,663	17,164	202,827	15,164	2,000
		1	林業振興費	185,663	17,164	202,827	県支出金 14,394 繰入金 770	2,000

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
18 負担金、補助及び交付金	6,000	県営土地改良事業負担金	県営土地改良事業事務　6,000
12 委　託　料	17,164	里山ビジネスモデル構築　6,070 森林・歩道整備　11,094	里山活用事業　6,070 里山整備事業　11,094

（款）　6　商 工 費
（項）　1　商 工 費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
6			商 工 費	882,543	7,620	890,163	660	6,960
	1		商 工 費	882,543	7,620	890,163	660	6,960
		4	観 光 費	60,348	7,620	67,968	県支出金 660	6,960

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
12 委　託　料	7,620	地方創生人材支援制度派遣受入 6,300 メディカルツーリズムプラン造成 1,320	インバウンド推進事業　7,620

（款）　8　消 防 費
（項）　1　消 防 費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
8			消 防 費	799,303	5,280	804,583		5,280
	1		消 防 費	799,303	5,280	804,583		5,280
		1	消 防 費	665,722	5,280	671,002		5,280

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
8 旅　　費	5,280	消防団員出動手当	消防団活動事業　5,280

（款）　9　教 育 費
（項）　6　保健体育費

款	項	目		補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源
9			教 育 費	2,624,564	352,000	2,976,564	334,400	17,600
	6		保健体育費	773,397	352,000	1,125,397	334,400	17,600
		2	保健体育施設費	94,573	352,000	446,573	国庫支出金 176,000 市債 158,400	17,600

（一般会計）

（単位：千円）

節		説　　明	備　　考
区　　分	金　　額		
14 工事請負費	352,000	牧野ふれあい広場整備	牧野ふれあい広場整備事業 352,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支出(見込)額	
		期　間	金　額
加茂野保育園等管理運営業務	千円 390,000		

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
	千円			千円	千円
R4-R6	390,000				390,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区　　分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普 通 債	5,393,183	6,827,852	1,980,900	734,803	8,073,949
(1) 総　務	140,190	124,905	74,000	22,018	176,887
(2) 民　生	6,852	135,100	478,500		613,600
(3) 衛　生			304,800		304,800
(4) 農　林	162,711	178,083	16,200	42,746	151,537
(5) 商　工	10,123	7,975		2,179	5,796
(6) 土　木	2,165,566	1,977,064	233,400	318,806	1,891,658
(7) 消　防	177,581	1,051,601	102,200	30,954	1,122,847
(8) 教　育	2,730,160	3,353,124	771,800	318,100	3,806,824
2 災害復旧債	11,200	33,756	1,400	1,244	33,912
(1) 補助災害	9,300	14,467		1,033	13,434
(2) 単独災害	1,900	19,289	1,400	211	20,478
3 そ の 他	7,756,221	7,789,086	1,099,000	728,664	8,159,422
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	157,399	195,615		34,464	161,151
(3) 財源対策債等	144,157	85,605		34,140	51,465
(4) 臨時財政対策債	7,454,665	7,507,866	1,099,000	660,060	7,946,806
合　　計	13,160,604	14,650,694	3,081,300	1,464,711	16,267,283

議第４１号

市道路線の廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第３項の規定により議会の議決を求める。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

番号	路線名	起　　点	重要な経過地
		終　　点	
1	牧野４５号線	牧野字緑ヶ丘２０４４番１地先	
		牧野字緑ヶ丘１９１５番１地先	

廃止路線　　①:牧野45号線

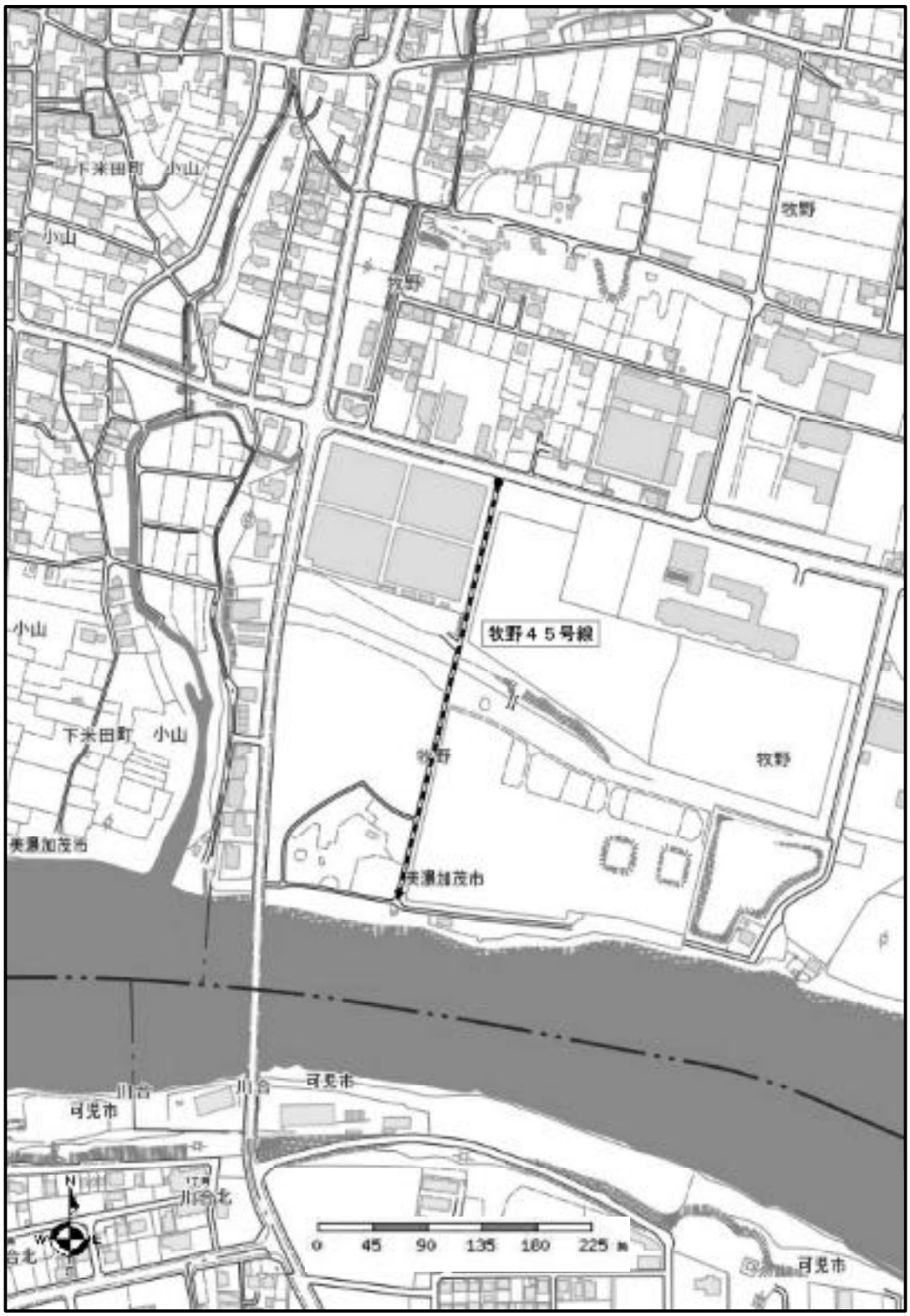

廃止路線　　①:牧野45号線

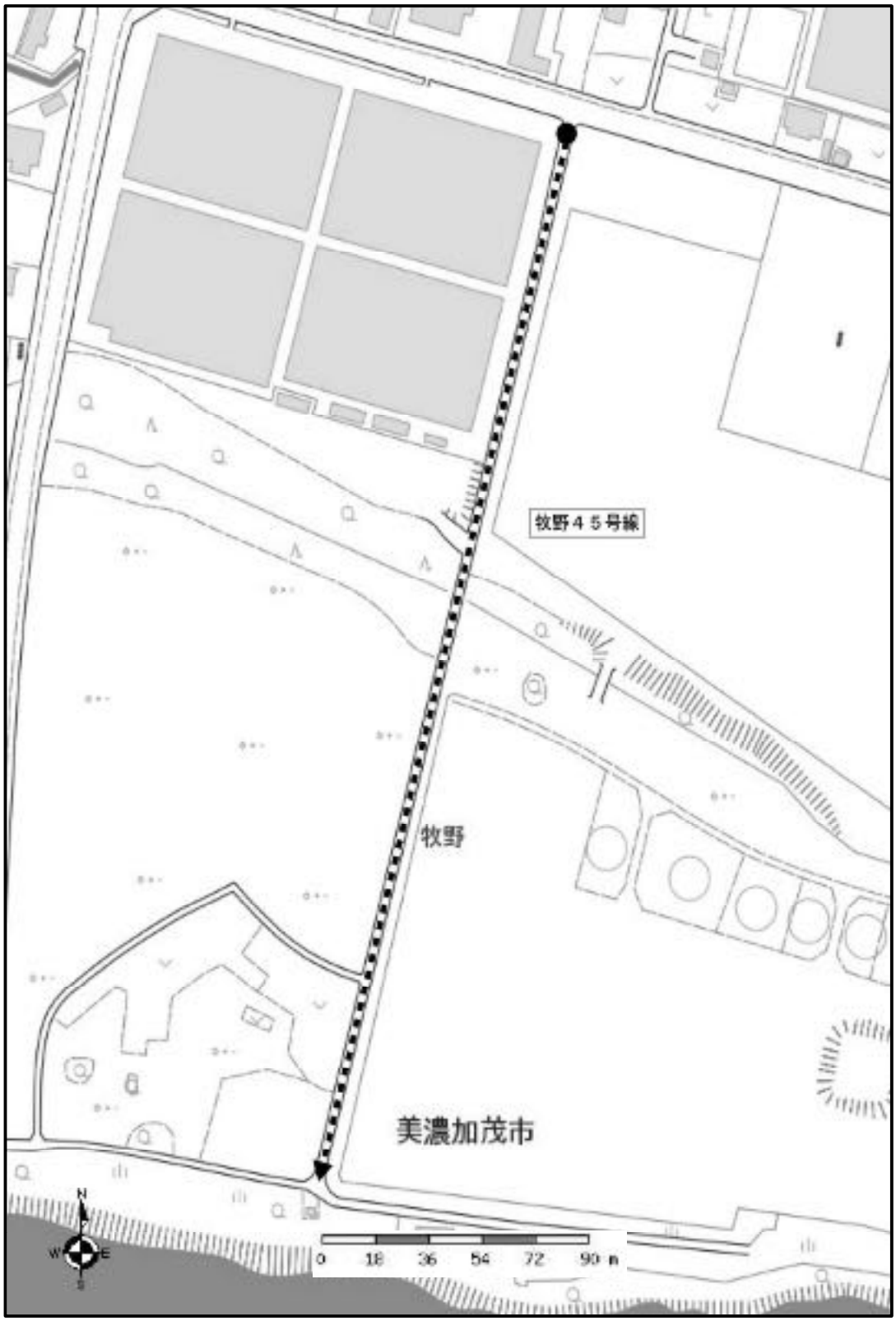

議第４２号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第２項の規定により議会の議決を求める。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

記

番号	路線名	起点 終点	重要な経過地
1	川合７０１号線	美濃加茂市川合町二丁目字若林２番５５地先 美濃加茂市川合町二丁目字若林２番４６０地先	
2	今泉４７８号線	美濃加茂市加茂野町今泉字政広４７４番地先 美濃加茂市加茂野町今泉字政広４７２番３地先	
3	牧野２２０号線	美濃加茂市牧野字小林２０４４番１地先 美濃加茂市牧野字緑ヶ丘１９１５番９地先	

新規認定路線　　①:川合701号線

新規認定路線　　①:川合701号線

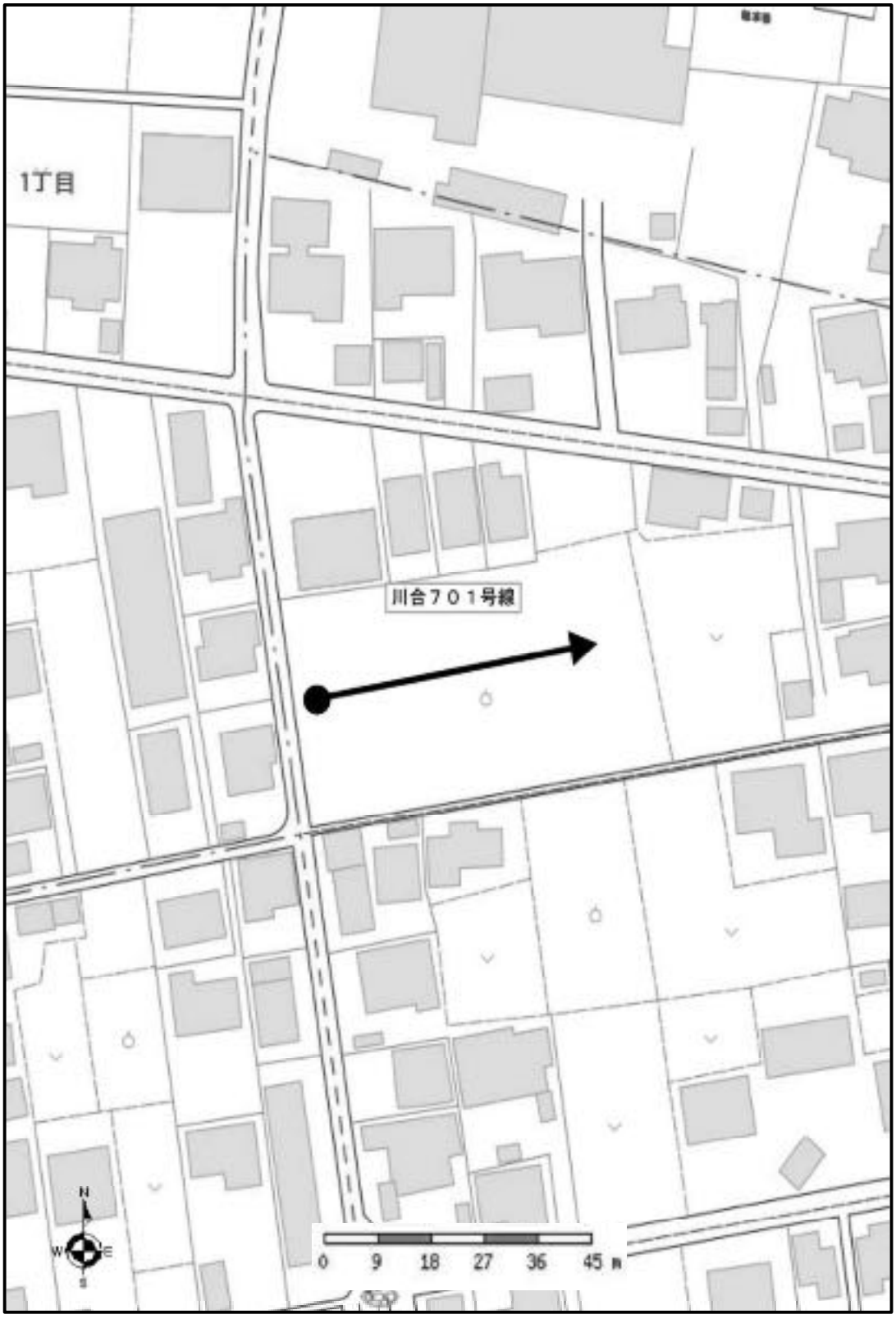

新規認定路線　　②:今泉478号線

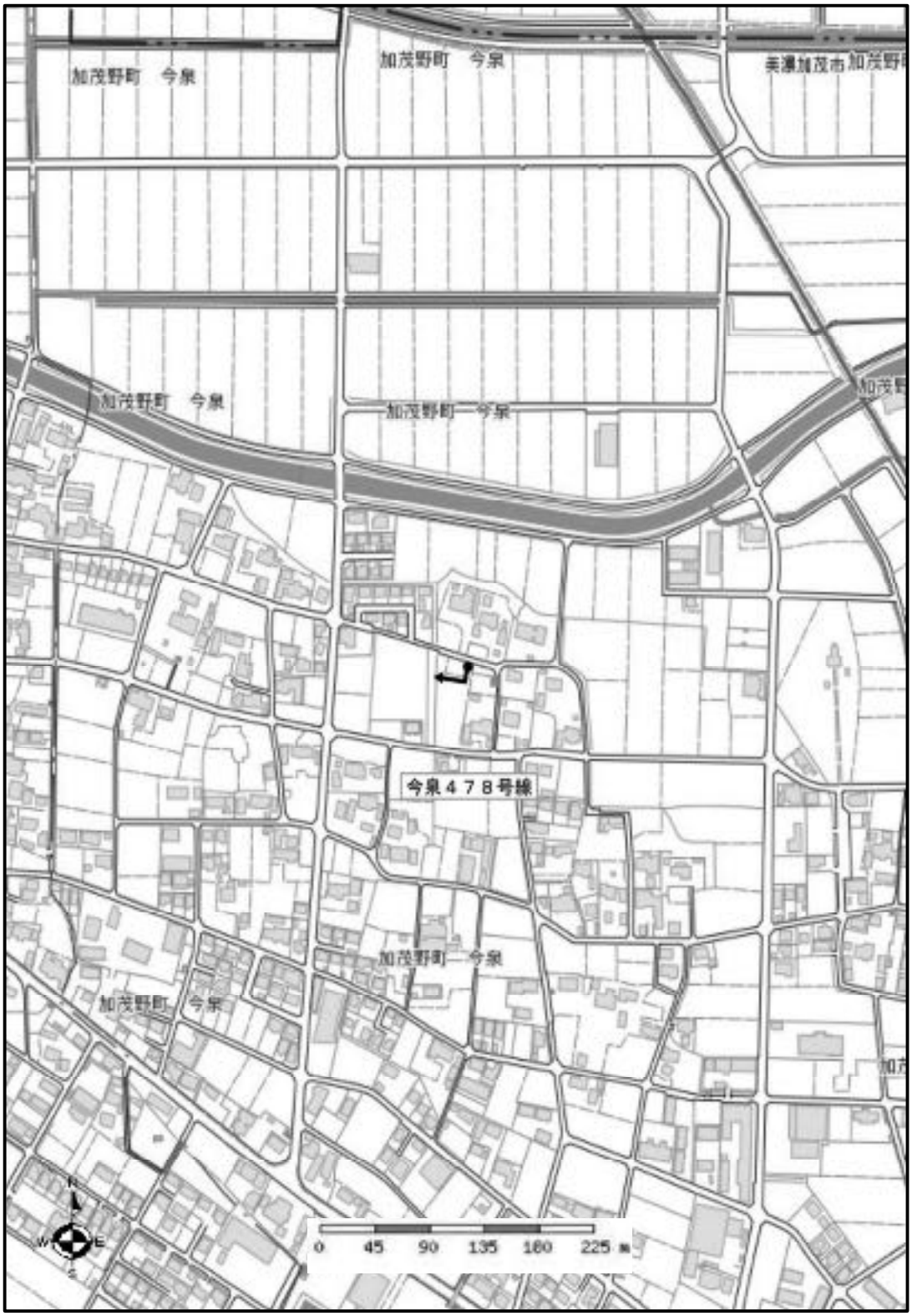

新規認定路線　　②:今泉478号線

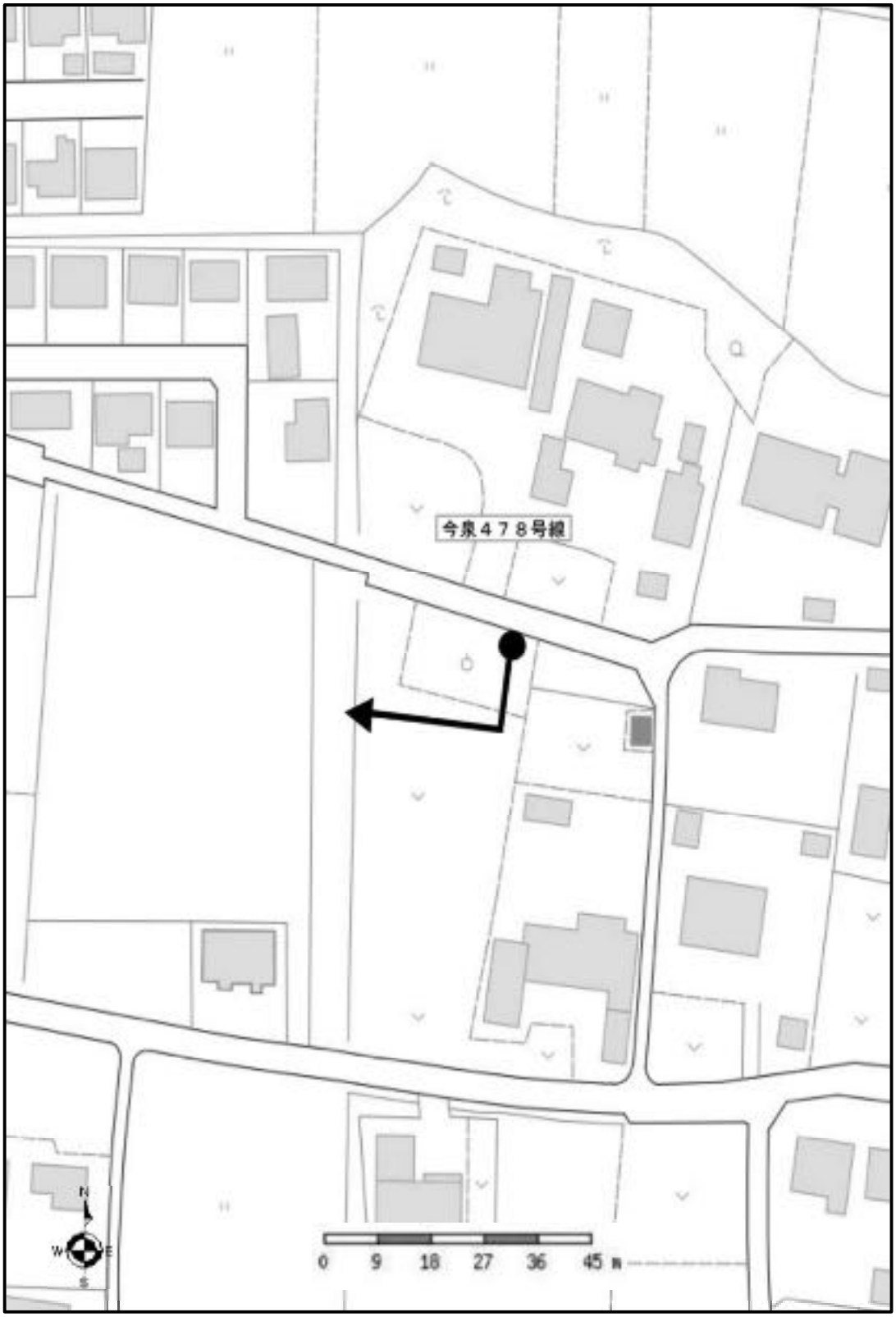

新規認定路線　　③:牧野220号線

新規認定路線　　③:牧野220号線

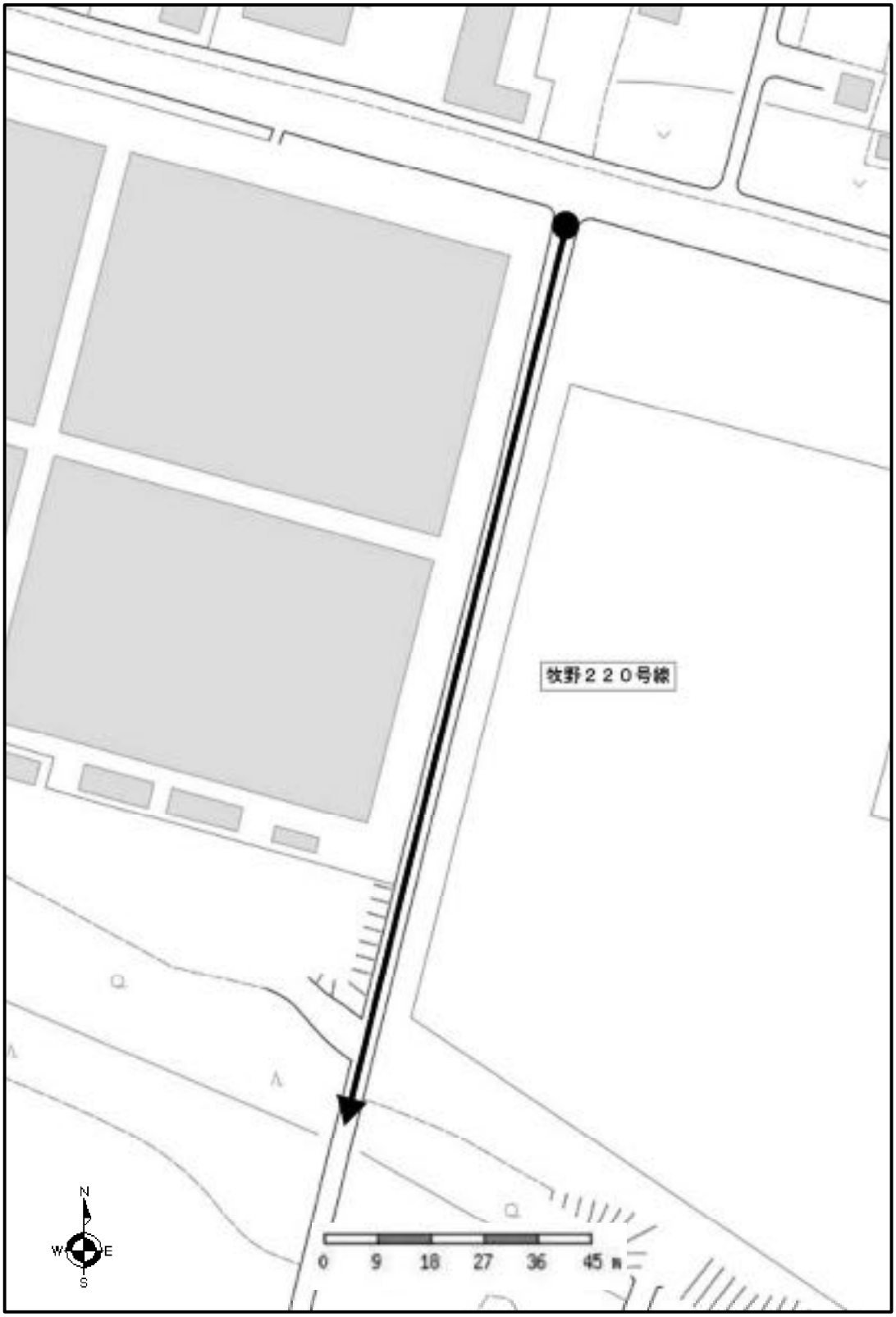

議第４３号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、次のとおり車両に損害を与えたことによる損害賠償の額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

令和３年６月７日提出

美濃加茂市長　　伊　藤　誠　一

１　損害賠償の総額　　６０７，３０４円
　上記金額の内訳
　　(1) 車両修理代　　４８４，１０４円
　　(2) 代車費用　　１２３，２００円

２　損害賠償の相手方

３　和解の内容
(1) 美濃加茂市は、相手方の被った損害賠償金として６０７，３０４円を支払う。
(2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
(3) 今後、本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

Walkable City
Minakami